

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市が定めるさいたま市保育士修学資金等貸付事業実施要綱及びさいたま市保育士修学資金等貸付事業事務取扱要領に基づき、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する保育補助者雇上費貸付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 保育補助者雇上費貸付の対象となる施設又は事業者は、次の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 新たに保育補助者の雇い上げを行う市内の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）であること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所（公立保育所を除く。）及び幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者

ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（以下「企業主導型保育事業」という。）を行う者

(2) 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている保育所等であつて、本会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者。

2 保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると会長が認めた者であることとする。なお、「保育に関する40時間以上の実習」は、当該貸付を受けようとする前項第1号に規定する保育所等への勤務開始後、実習を受けても差し支えないものとする。また、「これと同等の知識及び技能があると会長が認めた者」に該当する場合、当該内容を証明する書類を会長に提出しなければならない。

3 保育所等は、保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の勤務環境が改善されるか勤務環境改善計画書を策定し、その計画書に基づき保育士の勤務環境改善を行うものとする。

4 保育補助者の1年あたりの必要最低従事時間数は、1,440時間以上とする。ただし、週30時間以上勤務することを原則とする。

(貸付件数)

第3条 貸付件数は予算の範囲内で決定する。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、保育補助者が保育所等に勤務する期間とする。ただし、当該保育所等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

2 貸付を受ける期間中に保育補助者が保育士資格を取得したときは、保育士登録が完了した日の属する月の月末で貸付は終了するものとする。

3 会長は、保育補助者が保育士資格取得後、速やかに保育士登録を行わない場合、保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3月後の月末をもって貸付を終了することができるものとする。

(貸付金額)

第5条 貸付金額は、年額2,953,000円以内とする。

(貸付金の限度及び使途)

第6条 保育補助者の給与、諸手当、福利厚生費や社会保険料の事業主負担分等の保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸し付けるものとする。

2 貸付金は第5条に定める金額の範囲内であれば、保育補助者の給与額の如何を問わず、貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

3 小規模保育事業及び事業所内保育事業の貸付対象については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用は除くものとする。

4 企業主導型保育事業の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くものとする。

(貸付利子)

第7条 貸付利子は無利子とする。ただし、借受人が正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項に規定する「正当な理由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 借受人及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき

(2) 納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、借受人自身の責めに帰さないと認められるとき

(3) その他、会長が正当な理由として認めるとき

(連帯保証人)

第8条 申請者は、一定の収入がある20歳以上の者を連帯保証人として1名立てなければならない。

2 連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。また、その保

証債務は延滞利子を包含するものとする。

- 3 連帯保証人は個人とし、申請者が法人の場合には、原則、保育所等を運営する法人の理事や役員とする。

（事前相談）

第9条 申請者は、貸付の申請を行う前に、さいたま市に対し、保育補助者雇上費に関する相談（以下「事前相談」という。）の申込みを行うものとする。

- 2 さいたま市は、前項に規定する事前相談において、貸付要件及び勤務環境改善計画、その他保育補助者雇上費の貸付に関し必要な事項の確認を行うものとする。

（貸付申請）

第10条 申請者は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- （1）保育補助者雇上費貸付申請書
- （2）保育補助者雇上費貸付事前相談受付確認書（さいたま市が交付したもの）
- （3）保育補助者雇上費貸付勤務環境改善計画書
- （4）保育補助者の雇用契約書又は採用証明書の写し
- （5）保育補助者雇上費貸付誓約書
- （6）保育補助者雇上費貸付業務従事確認書
- （7）保育補助者の子育て支援員研修修了証の写し等保育に関する一定の研修を受講していることを証明する書類（受講中又は受講予定の場合は、研修受講後に提出すること）
- （8）第2条2項に規定する「それと同等以上であると会長が認めた者」に該当する場合は、当該内容を証明する書類
- （9）申請者が個人事業主の場合にあつては、申請者の現住所の住民票
- （10）申請者が法人の場合にあつては、法人の履歴事項全部証明書
- （11）連帯保証人の現住所の住民票、課税証明書又は所得証明書
- （12）その他、契約の相手方の選考にあたり会長が必要と認めるもの

（貸付の決定及び通知）

第11条 会長は、貸付の申請があつたときは、申請の内容を審査し、貸付の可否を決定するものとする。

- 2 会長は、貸付の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 貸付の決定を受けた者は、連帯保証人と連署の上、速やかに借用証書を会長に提出しなければならない。

（貸付方法）

第12条 貸付は、貸付の決定を受けた者との契約により行うものとし、1年目の貸付金は、貸付契約を締結（会長が借用証書を受理）した日の属する月の翌月15日に借受人が指定する口座へ振込むものとする。ただし、振込日が国民の祝日、日曜日又は土曜日に当たるときは、順次繰り上げて振込むものとする。

- 2 複数年にわたって貸付を受ける場合、借受人は貸付対象になった月から1年経過後1月以内に勤務環境改善計画書に基づく改善状況を勤務環境改善実績報告書により会長に報告しなければならない
- 3 会長は、勤務環境改善実績報告書の内容を確認し、2年目以降の貸付の可否を決定するものとする。

(貸付の辞退)

第13条 会長は、貸付の決定を受けた者が、貸付契約を締結する前に貸付を辞退するに至ったときは、貸付契約を結ばないこととする。

(貸付契約の解除)

第14条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から貸付金の契約を解除するものとし、当該借受人に通知する。

- (1) 保育補助者が疾病その他の理由により退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (2) 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (3) 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として認めることが著しく困難であるとき
- (4) 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- (5) 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- (6) その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 前項に規定する「直ちに」とは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から3月以内とする。

(貸付の休止)

第15条 保育補助者が疾病その他の事由により休職したときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分までの貸付を休止するものとする。

- 2 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行う場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から新たな保育補助者が勤務を開始した日の属する月の分までの貸付を休止するものとする。
- 3 借受人は、貸付が休止となった期間の貸付を既に受けていた場合、当該期間の貸付金

は返還しなければならない。なお、この場合の返還は、原則、一括払いの方法によるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項に規定する貸付の休止期間は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から最長 3 月とする。
- 5 会長は、借受人が前項に規定する期間内に保育補助者が復職又は新たな保育補助者の雇い上げを行わなかった場合には、貸付解除するものとし、当該借受人に通知する。

(返還債務の当然免除)

第 16 条 会長は、保育補助者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとする。ただし、第 14 条第 1 項第 4 号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。

- (1) 市内の保育所等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき
 - (2) 当該貸付終了後 1 年の間に保育補助者が保育士資格を取得することが見込まれるときその他それに準ずるものとして認められるとき
 - (3) 第 1 号及び第 2 号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
- 2 第 1 項第 1 号に規定する「保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中」については、次に掲げる要件を満たすものとし、保育補助者の 1 年当たりの必要最低従事時間数は 1, 440 時間以上とする。ただし、週 30 時間以上勤務することを原則とするものとする。
- 3 会長は、返還債務免除の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
 - 4 会長は、返還債務免除の可否を決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。
 - 5 会長は、返還債務免除が決定したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

(貸付金の返還)

第 17 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた月数の 2 倍に相当する期間（第 18 条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 借受人が市内において保育の補助等の業務に保育補助者を従事させなかったとき
- (3) 借受人が市内において保育の補助等の業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき
- (4) 保育補助者が業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったと認められるときであって、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行

わなかったとき

- (5) 当該貸付終了後1年の間に保育補助者が保育士資格を取得することが見込まれないと判断されたとき
 - (6) 提出期限を定め書類を提出するよう最終確認書により通知したにも関わらず、書類の提出がないとき
- 2 返還は、月賦、半年賦、年賦の均等払いの方法（前項6号に該当する場合の返還は、月賦の均等払いの方法による。）によるものとする。ただし、借受人が残額の一括返還又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができるものとする。なお、返還の方法は、会長が指定する口座への振込とする。
- 3 会長は、借受人等から貸付金の返還があったときは、その旨を通知するとともに返還が完了したときは、借用証書と印鑑登録証明書を返還するものとする。

（返還債務の履行猶予）

- 第18条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限が到来していない貸付金の返還債務の履行を猶予できるものとする。ただし、第14条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。
- (1) 災害、その他やむを得ない事由があるとき
 - (2) その他会長が必要と認めるとき
- 2 前項に規定する返還債務の猶予期間は、当該事由が生じた日に属する月の翌月から最長1年とする。ただし、更新を妨げないものとする。
- 3 会長は、返還債務履行猶予の申請があったときは、申請の内容を審査し、その可否を決定するものとする。
- 4 会長は、返還債務履行猶予の可否が決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。
- 5 返還猶予者は、返還猶予の事由が消滅した場合は、その旨を会長に届出なければならない。

（返還債務の裁量免除）

- 第19条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定めるそれぞれの範囲内において免除できるものとする。ただし、第14条第1項第4号の規定により貸付契約が解除された場合は、この限りではない。
- (1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還できなくなったとき
 - ・ 返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期不在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
 - ・ 返還債務の額の全部又は一部

- (3) 市内の保育所等において、保育補助者が1年以上保育の補助等に従事したとき
・返還債務の額の一部
- 2 裁量免除の額は、市内において、第16条第1項に規定する業務に従事した月数を、保育補助者雇上費の貸付けを受けた月数の3分の4に相当する月数（この月数が24に満たない場合は、24とする）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。
- 3 会長は、裁量免除を行うに当たって、その妥当性についてさいたま市長の審査を受けるものとする。
- 4 会長は、返還債務の裁量免除の可否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(借受人の届出義務)

第20条 借受人（個人事業主の借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届出なければならない。

(1) 保育所等に変更があったとき

- ア 借受人の名称（又は氏名）、住所、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき
- イ 法人の代表が変更になったとき
- ウ 保育所等の名称が変更となったとき
- エ 借受人が死亡したとき（個人事業主の借受人のみ）

(2) 保育補助者に変更があったとき

- ア 保育補助者の氏名、住所、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき
- イ 保育補助者が保育士登録を行ったとき
- ウ 保育補助者が休職、復職、退職したとき
- エ 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇い上げを行ったとき
- オ 保育補助者を変更するとき
- カ 保育補助者が死亡したとき

(3) 第14条第1項の規定に該当することとなったとき

(4) 第15条第1項の規定に該当することとなったとき

(5) 連帯保証人に変更があったとき

- ア 連帯保証人の氏名、住所、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき
- イ 連帯保証人の変更をするとき
- ウ 連帯保証人が死亡したとき

(6) 保育士勤務環境改善計画書に基づく勤務環境改善が行われたとき

(手続未済者への通知)

第21条 会長は、保育補助者雇上費の貸付が終了し若しくは契約解除され、又は第18条に規定する猶予期間が満了したにもかかわらず、貸付金の返還、返還債務の当然免除又は返還債務の履行猶予に関する書類を提出しない借受人（個人事業主の借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、書類を提出する

よう通知するものとする。

- 2 会長は、第14条第1項のいずれか第15条第1項又は第20条のいずれかに該当するにもかかわらず、届出を行わない借受人（個人事業主の借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対して、提出期限を定め、届出を行うよう通知するものとする。

（連帯保証人への通知）

第22条 借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、第21条の規定は連帯保証人について準用するものとする。この場合において、連帯保証人に対して通知する旨を借受人に通知するものとする。

- （1）第20条による届出を怠っているとき
- （2）第21条による提出期限を経過しても書類の提出又は届出がないとき

（最終確認書の送付）

第23条 第21条又は第22条による通知を3回行い、その提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人（個人事業主の借受人が死亡した場合は、連帯保証人又は法定相続人）に対しては、提出期限を定めて、保育補助者雇上費貸付の手続に関する最終確認書を送付するものとする。

- 2 会長は、前項による最終確認書の送付後、提出期限を過ぎても、書類を提出しない借受人及び連帯保証人（第18条の規定による返還猶予の承認を受けた者については、その要件を満たさなくなった者に限るものとする。）に対し、第17条の規定による保育補助者雇上費の返還について決定し、通知するものとする。

（借受人等の調査）

第24条 会長は、保育補助者雇上費貸付事業の適正な運営を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる者に対し、調査を行うことができるものとする。

- （1）保育補助者が従事している保育所等
- （2）連帯保証人
- （3）その他関係機関

- 2 前項の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- （1）借受人及び連帯保証人の現住所
- （2）保育補助者の業務の従事に関する状況
- （3）その他必要と認める事項

（様式）

第25条 保育補助者雇上費貸付事業を実施する上で必要な様式については別表のとおりとする。

（その他）

第26条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
ただし、第2条1項の規定は29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別表 第25条関係)

保育補助者雇上費貸付事業様式一覧

事由	様式番号	様式名称
申請	1	保育補助者雇上費貸付申請書
	2	保育補助者雇上費貸付勤務環境改善計画書
	3	保育補助者雇上費貸付誓約書
	4	保育補助者実習等修了証明書
	5	保育補助者雇上費貸付業務従事確認書
貸付決定	6	保育補助者雇上費貸付承認決定通知書
	7	保育補助者雇上費貸付不承認決定通知書
	8	保育補助者雇上費貸付借用証書
	9	保育補助者雇上費貸付振込口座申請書
休止・再開	10	保育補助者雇上費貸付休止通知書
	11	保育補助者雇上費貸付再開通知書
返還	12	保育補助者雇上費貸付返還計画申請書
	13	保育補助者雇上費貸付返還通知書
	14	保育補助者雇上費貸付返還通知書（貸付休止期間用）
	15	保育補助者雇上費貸付受領通知書
返還猶予	16	保育補助者雇上費貸付返還猶予申請書
	17	保育補助者雇上費貸付返還猶予承認通知書
	18	保育補助者雇上費貸付返還猶予不承認通知書
	19	保育補助者雇上費貸付返還猶予事由消滅届
返還免除	20	保育補助者雇上費貸付返還免除申請書
	21	保育補助者雇上費貸付返還免除承認通知書
	22	保育補助者雇上費貸付返還免除不承認通知書
届出	23	保育補助者雇上費貸付資格取得届
	24	保育補助者雇上費貸付勤務環境改善実績報告書
	25	保育補助者雇上費貸付辞退届
	26	保育補助者雇上費貸付契約解除届
	27	保育補助者雇上費貸付契約解除通知書
	28	保育補助者雇上費貸付異動届
	29	保育補助者雇上費貸付対象保育補助者変更届兼誓約書
	30	保育補助者雇上費貸付（退職・休職・復職）届
	31	保育補助者雇上費貸付死亡届
	32	保育補助者雇上費貸付連帯保証人変更届兼保証書

書類不備	3 3	保育補助者雇上費貸付手続未済通知書
	3 4	保育補助者雇上費貸付の手続きに関する最終確認書
返還完了	3 5	保育補助者雇上費貸付返還完了通知書